平成２３年（フ）第１２７３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3698番地１若杉コーポ202号
債務者　花田　正道
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３７３号
福岡市中央区梅光園２丁目７番６―203号
債務者　西田　昌代（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４４８号
福岡市南区西長住３丁目12番11―301号
債務者　松尾　順也
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９９号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1079番地２バンブーハウス201号
債務者　梶原　朋夫
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４６号
福岡県大野城市大城４丁目25番１号
債務者　梅崎　貢一
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４７号
福岡県大野城市大城４丁目25番１号
債務者　梅崎　芳子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８１号
福岡市南区大橋３丁目25番19号
債務者　瀬戸口敏光
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０３号
福岡市東区香椎１丁目26番31―301号
債務者　合田　雅彦
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０７号
福岡市南区弥永団地52番402号
債務者　光島　司郎
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１２号
福岡市西区小戸４丁目24番31号
債務者　山田　　晃
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１３号
福岡市西区小戸４丁目24番31号
債務者　辻　美枝子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１４号
福岡市西区小戸４丁目24番31号
債務者　辻　　美穂（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４９号
福岡市博多区千代３丁目19番２―1105号
債務者　池田冨美枝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９７号
福岡市西区泉２丁目５番35―103号
債務者　阿部小百合（旧姓西嶋）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６９８号
福岡市城南区堤１丁目10番11―201号
債務者　坂口多喜男
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１０号
福岡市南区弥永５丁目９番13―103号
債務者　杉　　満廣
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４４号
福岡県糟屋郡新宮町大字新宮231番地４アトラス新宮303号
債務者　荒木　繁治
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０２号
福岡市城南区堤２丁目４番27―105号
債務者　川出　健裕
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部